

奈良県告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課において縦覧に供する。

令和二年五月二十二日

奈良県知事 荒井正吾